

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第30号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「特別の理由がある」を「次のいずれかに該当する」に、「つど」を「都度」に改め、同号に次のように加える。

ア 貧困により生活のために公の扶助又はそれに準ずる扶助を受け、又は受けるに相当すること。

イ 前年に分離課税の適用を受けた特別な譲渡所得を生じた者で、賦課年度において納税が著しく困難となったこと。

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定による療養の給付等の制限を受けていること。

エ 地方税法（昭和25年法律第226号）第703条の5の規定による減額の適用を受けていない世帯で、当該年度分の所得見込額がその適用を受けるに相当すること。

第6条の見出し中「申請」の次に「等」を加え、同条第1項中「に規定する申請」を「の別に定める申請書」に、「により行わなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項の」を「条例第29条第2項の規定による」に、「受理した」を「受けた」に、「申請者」を「当該申請をした者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第29条第2項ただし書の当該期限までに申請することができないと認められる場合とは、前条第1項第3号ウに該当する場合とする。

附則第3項第1号から第3号までを削り、同項第4号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第1号とし、同項第5号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第3号とし、同項第7号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第4号とし、

同項第8号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第5号とし、同項第9号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第6号とし、同項第10号中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第7号とし、同項第11号中「平成28年度」の次に「及び平成29年4月1日」を加え、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第8号とし、同項第12号中「平成28年度」の次に「及び平成29年4月1日」を加え、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、同号を同項第9号とし、同項に次の1号を加える。

- (10) 帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の場合（平成30年度以後に対象区域等が解除され、又は再編されている場合を含む。）並びに旧避難指示区域等の場合（上位所得層の場合を除く。）平成30年度分であつて、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの納期に係る国民健康保険税全額

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。